

岐阜 「子どもの 居場所づくり」 ハンドブック



新しく活動を始めるときの
ポイント
(令和6年5月改訂版)

岐阜県健康福祉部 子ども・女性局
子ども家庭課



◎ 子どもの居場所を代表する3つの活動

子どもたちの様子が気になり、「子どもの居場所」をつくりたいと思ったあなたは、どんな活動をしようか、活動場所はどこにしようか、子どもたちにどう知らせようか……等々、思いはふくらんできたことでしょう。

そこで、子どもの居場所づくりに新たに取り組み始める方が参考にできるように、「子どもの居場所づくりハンドブック」を作成しました。

ここでは、子どもの居場所を代表する3つの活動、「学習支援教室」「子ども食堂」「プレーパーク」について、居場所を始める前に準備すべきポイントや、活動を長く続けるための工夫をまとめてあります。

皆さんが行政や関係機関と共に、安心して楽しみながら居場所づくりに取り組むことができ、子どもたちや地域の方々にとってかけがえのない場所を作っていられることを願っています。

◎学習支援教室

経済的な理由などで有料の塾に通えない子どもたちのために、1週間に1回程度、無料で学習支援を行う場。民間主体の取組だけでなく、市町村の教育委員会、子ども支援や福祉の担当課等が地域の人と一緒に無料の学習支援教室もあります。勉強を教えるだけでなく、食事の提供や家庭訪問などを行っているところも増えました。



◎プレーパーク

「冒険遊び場」とも呼ばれ、公園等でブランコやシーソーなどの遊具で遊ぶだけでなく、子どもたちが自由に遊べる場。森、土、木、粘土などの素材、スコップ、のこぎり、金槌などの道具をそろえて、自由に使えるようにしているところもあります。子どもたちは自分の力で遊びを作り上げていきます。



◎子ども食堂

地域の人たちが主体となり運営する、子どもが一人でも安心して利用することができる無料または低額の食堂。岐阜県では、月に1、2回程度、対象者を絞らず、誰でも利用できる「コミュニティ型」で孤食に対応しているところが多いです。また、食育教育をしたり、学習支援も同時に行ったり、一緒に遊んだり、会食ができないときにはお弁当や食材を届けたりと、利用者のニーズに応じて柔軟に工夫するところが増えています。また、子ども食堂の活動にあわせて学習支援を行っているところもあります。

*キーワードは「居場所の多様性」と「子どもの自主性」です。

ステップ1 仲間を集めよう

まずは、中心メンバーとなる仲間により基本となる居場所の考え方、方向性を決めましょう。決まったら、一緒に活動する仲間（友人、知人、地域の人等*）を集めましょう。

*一緒に活動を支える仲間を集めるために…

- 町内会や地域の民生委員児童委員さんに声をかける。回覧板を活用する。
- SNS（Facebook、Twitter など）で発信する。
- 口コミを利用する。
- 社会福祉協議会や市町村に相談する。

仲間が集まったら、立ち上げたい居場所のイメージを共有し、どういった居場所にするのか、話し合みましょう。居場所を継続するためには、思いを共有しておくことが大切です。



話し合うポイント

1 「どんな居場所」にしたいのか。

「学習支援教室」「子ども食堂」「プレーパーク」など、どのような活動をしたいのかを明確にする。

2 「何のために」居場所づくりをするのか。

なぜ、子どもの居場所づくりを始めるのか、趣旨や目的を明確にして仲間と共有しておく。行き詰まったときなどに、原点に立ち帰ろう。

3 「誰のために」居場所づくりをするのか。

対象者を誰にするのか、予め決めておく。

- 困窮世帯やひとり親家庭に限定するのか。
- 地域を限定するのか、しないのか。
- 子どもだけ対象とするのか大人も含めるのか。

4 「各々がどういった支援」ができるのか。

場所の提供、工作、読み聞かせ、話を聞く、畑仕事、魚とり、外遊び、昔遊び、食事の提供、配膳係、お菓子作り、食材の提供、学習（勉強）、広報チラシの作成、会計、協力先への依頼…等々。

*仲間からそれぞれの得意なことを持ち寄るとよい。

*食事提供をする場合は、1名は食品衛生責任者の資格を取得することがお勧め。



ステップ2 地域の情報を整理しよう

居場所の立ち上げで重要なことは、地域の現状を知ることです。
地域の特色（メリット、デメリット、セールスポイント）などを整理しましょう。

整理するポイント

- ◇ 子どものニーズ（学習・体験面の支援、生活面の支援、共食の機会提供、信頼関係の構築等）
- ◇ 保護者のニーズ（養育の支援、困り事支援、精神的ケア、地域とつながる、情報の提供等）
- ◇ 地域のニーズ（身守り・支え合い、社会参加の場、交流の場、地域活動の活性化等）
- ◇ 地域の特色（地域の人、物、場、団体等のつながりの地域の強み、弱み）など。

*地域の現状を知ることが大切です。居場所のテーマや目的、特徴、魅力など、セールスポイントも考えておきましょう。

◎地域の情報の整理



ステップ3 計画しよう

具体的な計画を立てます。

いつ（日時）、どこで（場所）、だれに（対象者）、
どんなことをするのかを決めましょう。



★ 検討するポイント

◇開催頻度（月〇回、週〇回）

*学習支援は週に1回程度、子ども食堂は月に1回程度開催。

◇開催日時（〇曜日、〇時～〇時）

*平日の夕方から夜間、または土曜日の昼間に開催。

◇会場

◇対象者

◇定員規模

◇利用料

*学習支援教室は無料、食事を提供する場合は、材料費の実費を徴収するところが多い。
子どもが手伝いをしたら無料とか、支払う金額は相談の上としているところも。

*運営費や食材・資材、施設利用料を確保するために…

• 各種団体や機関等からの助成金

• 企業や個人からの会費、寄付金、食材等の提供

• 自治体や社会福祉協議会などを通じた補助金 等々を活用

◇スタッフの役割分担

◇資源調達方法

◇居場所運営のルール、リスクの管理・把握・対応等

◇周知方法

◇会場レイアウト

◇保険や衛生管理の仕方

*「ボランティア活動保険」等、何らかの保険に入ることがお勧め。

◇食事提供する場合、行政（保健所等）への届出の有無等

◇開催前日までの準備

◇開催当日の流れ

ステップ4 呼びかけよう

子どもたちに向けて呼びかけるときは、相談をした自治体や地域、学校等に協力を依頼しましょう。

お知らせするチラシ等については、子どもたちが理解できるように内容を工夫し、開催2週間前までにできるとよいでしょう。



工夫のポイント

- 自治体の回覧板等での呼びかけ
- 地域の公共施設等に、ポスター・チラシの設置
- 自治会、町内会等の掲示板で案内
- 地域の集まりでPR
- 学校にチラシ等を配布
- 看板やのぼりの設置
- SNSを使った広報 など



地域の方に活動を始めると知ってもらうことで、地域の理解や協力が得られることにつながります。

ステップ5 開催準備をしよう

▼ 開催2ヶ月前までに

- 会場の確保
公民館、福祉施設、飲食店、空き家など、目的に合った、子どもたちと一緒に活動するボランティア、みんなが集まりやすい場所を選ぶ。
* 公的な施設を借りるには、手続きが必要。
* 食事を提供する場合には、食品衛生法の手続きが必要となる場合があるので、保健所に確認を。
* 場所の広さ・スタッフ数・付属する施設などから定員を決める。
(感染症対策として、広めであること、換気が十分行えることも大切!!)
- 活動の流れやプログラム内容の決定
- 関係者での打合せ
- 協力先(ボランティアや学校など)への依頼。活動予定内容を、市町村に対し情報提供する
- チラシの作成
* チラシ(申込書)に、アレルギーの有無の記入ができるとうい。
- 必要な保険「ボランティア保険」等への加入

▼ 開催1ヶ月前までに

- 食事を提供する場合は、メニュー決定
* 必要に応じて、保健所へ届け出る。
- チラシの配布

▼ 開催3週間前までに

- 食事を提供する場合は、事前申し込みか当日参加か決める
- 学習支援の場合は、保護者との面談や申込書の提出を求める(随時)
- 備品、準備物の手配、リストの作成
- 会場の下見、安全確認
- 居場所運営のルール作り
- 個人情報の管理方法

- * 子どもの名前や知り得た情報は口外したり、公開したりしない。
- * 私物のスマートフォンやカメラなどで、子どもの写真や動画の撮影はしない。
- * 子どもと連絡先を交換しない。私的な約束をしない。
- * 子どもに故意に触れたり、暴力や暴言をしたりしない。
- * 対応に困ったときには、他の人に相談する。

▼ 開催1週間前までに

- ・スタッフでの打ち合わせ、ボランティアへの事前説明
- ・備品、準備物の最終確認
- ・会場レイアウトを決める

▼ 前日までに

- ・使用する備品をケースなどに入れ、運びやすいように準備
- ・進行表や当日配布する印刷物などを事前に印刷、準備
- ・スタッフ、ボランティアの駐車場、駐輪場の確保
- ・参加者名簿、名札などを作成



★ その他 ★

▲ 補足資料

(1) 岐阜県では、子ども食堂など福祉目的で行う食事提供における食事提供者が講ずべき衛生管理体制及び衛生管理について指針を定めています。

- ・「福祉目的の食事提供行為における食品衛生管理指針」
ホームページのURL（下）とQRコード（右）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/21109.html>



(2) 厚生労働省が、子ども食堂における衛生管理のポイントをまとめています。

- ・「子ども食堂における衛生管理のポイント」
ホームページのURL（下）とQRコード（右）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00381.html



(3) 全国食支援活動協力が、子ども食堂の衛生管理、気になる子どもがいた時の対応等運営に係る様々なノウハウを整理した「子ども食堂安心手帖」を作成しています。

- ・（一社）全国食支援活動協力が
ホームページのURL（下）

<https://www.mow.jp/index.html>

- ・「子ども食堂安心手帖」
ダウンロードファイルのURL（下）とQRコード（右）

https://www.mow.jp/pdf/kodomoshokudo_2021_oj



(4) 東京スター銀行が子ども食堂が安全に運営できるよう、運営団体のコンプライアンスを支援する「子ども食堂での子どもの被害を防ぐ『安心・安全プログラム』」を提供しています。

- ・「子ども食堂安心・安全プログラム～子どもの被害を防ぐために～」
ダウンロードファイルのURL（下）とQRコード（右）

https://www.tokyostarbank.co.jp/profile/csr/development/pdf/safeandsecure_seminar.pdf



- ・「子ども食堂安心・安全プログラム 別紙資料:各種ツール」
ダウンロードファイルのURL（下）とQRコード（右）
https://www.tokyostarbank.co.jp/profile/csr/development/pdf/safeandsecure_tools.pdf



▲ 市民活動の支援団体

- ・岐阜県子どもの居場所応援センター（岐阜県社会福祉協議会）
*子どもの居場所活動の推進を目的に、食品寄付の受付（フードバンク）、居場所への提供（フードパントリー）やHP等による情報提供等を行い、岐阜県内の「子どもの居場所」を総合的にサポートしています。

ホームページのURL（下）とQRコード（右）
<https://www.winc.or.jp/service/kiocenter/>



- ・ぎふNPOセンター
*岐阜県の市民活動団体やNPO法人の設立、運営支援や団体相互の交流や連携支援を行っています。

ホームページのURL（下）とQRコード（右）
<http://gifu-npocenter.org/>



▲ 「補助金・助成金」情報について

- ・岐阜県県民生活課 HP「行政の補助金・助成金情報」参照
ホームページのURL（下）とQRコード（右）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/2955.html>



- ・岐阜県社会福祉協議会 HP「助成金情報」参照
ホームページのURL（下）とQRコード（右）

<https://www.winc.or.jp/service/volunteer/grant.information/>



▲ 活動全般に関する情報

- ・ぎふNPO・生涯学習プラザ（OKBふれあい会館第1棟2階：電話058-372-8501）
*岐阜県内の市民活動団体や各種NPO、ボランティア情報の提供、NPO設立や運営支援相談等を行っている。

ホームページのQRコード（右）



▲ 県内の子どもの居場所についての情報

- ・岐阜県子ども家庭課 HP「岐阜県子どもの貧困対策アクションプランの＜子どもの居場所一覧＞」参照。ダウンロードファイルのQRコード（右）



*新たに居場所活動を始められた場合は、登録をお願いします。
岐阜県子ども家庭課（電話：058-272-8395 直通）までお知らせください。

ステップ6 リスクの確認をしよう

居場所を立ち上げるにあたって、安心と安全に気を付けて取り組むことが大切です。子どもは遊んでケガをしたり、急に熱を出したりすることもあります。食事のアレルギー対応、衛生管理や子どもの被害を防ぐことについての配慮も必要です。

◎子どもの居場所に共有する安心、安全のための5つのポイント

1. 安心、安全な環境で子どもの居場所づくり（チェックリストを用いた定期的なチェック）
2. 関係機関連絡先のリスト作成
3. 保護者の緊急連絡先の把握
*個人情報の取り扱いに留意
4. 万が一に備え、保険に加入

●ボランティア活動保険、ボランティア行事保険

全国社会福祉協議会が運営している保険で、国内の活動が対象となります。

*岐阜県社会福祉協議会または市町村社会福祉協議会が窓口になっていますので、お近くの社会福祉協議会にお問い合わせください。

●その他の民間保険

子ども食堂など、特定の活動を対象にした民間保険会社の保険もあります。

[ふくしの保険](#)

[検索](#)

<http://fukushihoken.co.jp>

5. 子どものセーフガーディング指針 ~子どもにとって安心・安全な組織・事業づくり~
(ガイドライン) (公益財団法人 セーブ・ザ・チルドレン編集)

https://www.savechildren.or.jp/about_sc/pdf/childsafeguarding_policy2021.pdf

☆ 緊急時の連絡先リスト ☆

	名称	電話・FAX	所在地	メールアドレス
救急車		119		
医療機関				
地域の保健所				
地域の学校				

○子ども食堂の衛生管理

衛生管理のチェックリスト

項 目	
調理前に行うこと	
1	調理施設は清掃や整理整頓を行いましたか？
2	トイレは清掃、消毒を行いましたか？
3	調理担当者は、下痢・嘔吐の症状があるなど体調不良ではありませんか？また、手指の傷などはありませんか？
4	エプロンや三角巾、必要に応じてマスクなど、清潔な作業着を身に着けましたか？
5	手洗い、消毒を行いましたか？また、子どもが調理に参加する場合は、手洗い、消毒を徹底させましたか？
6	原材料は、仕入れ時に鮮度、賞味期限等を確認し、1回で使い切れる量を仕入れましたか？
7	献立や食材の仕入れ先・仕入れ時間の記録（レシートなど）は保管しましたか？
8	仕入れた食品は冷蔵庫や冷凍庫で保管していますか（冷えていないなどの温度の異常はありませんか）？また、生肉や鮮魚介類などの食品は他の食品を汚染しないよう、冷蔵庫の最下段に区別して保管しましたか？
9	お年寄り、幼児、妊婦などの抵抗力が弱い方が食べる場合、メニューに生ものは入っていませんか？
調理中に行うこと	
10	魚介類、野菜・果物は流水でよく洗いましたか？
11	別の原材料を調理する場合などは、手洗い、消毒を行いましたか？また、手洗いの際、調理器具についても、洗剤で洗浄してから使いましたか？
12	食品（特に肉類）は、中心部までよく加熱（中心温度75℃で1分間以上）しましたか？
13	生の食材を扱う調理器具と加熱済みの食品に使用する調理器具は専用のものを使用しましたか？専用のものがない場合は、よく洗剤で洗浄してから、使いましたか？
調理が終わった後に確認すること	
14	調理後は、時間を置かずに提供しましたか？



目立つところに貼って、確認しましょう！！



○ 子どもの居場所 安心安全な環境づくり

危機管理のチェックリスト

項目	
ハラスメントルール	
1	体罰、暴言、無視、脅しを一切禁止する
2	不当な差を設けない、差別を行わない
3	性的な行為は相手の同意に関わらず一切禁止する。誘う、そそのかす行為も禁止する
4	閉じた空間（個室、車、茂みなど）二人きりにならない
5	体に触らない（だっこ、おんぶ、膝に座らせる、撫でるなど含む）
6	個人アドレス・電話番号・SNSなどの連絡先を取得しない、教えない
7	活動外で参加者・ボランティアと連絡をとったり、接触しようとするしない
8	連絡においては、CCに職員を1人以上入れる
肖像権	
1	参加者・ボランティアの写真を承諾なく撮影しない
2	参加者・ボランティアの写真を公開する場合は、当人（かつ未成年の場合は保護者）に承諾を得る
プライバシー	
1	参加者・ボランティアのプライバシーに関して不必要に尋ねない
2	参加者・ボランティアについて知りえた情報を本人の承諾なく、他の人に知らせない
個人情報	
1	参加者・ボランティアの個人情報を取得する場合は、目的を伝え、承諾を得る
2	参加者・ボランティアの個人情報はパスワードをかけて保管する
3	他の参加者等に個人情報が分からない形で運用する（名簿など）
相談窓口制度	
1	2名以上の相談窓口を設定、団体内で公表
2	相談方法の設定（メール、電話、目安箱、カード）*子どもが使える方法を含む
3	匿名アンケートを定期的実施する（年1回など）
4	問題発生時の対応プロセスを設定、団体内で公表
参加者への啓発	
1	参加者・保護者の参加前に周知（人権侵害されないこと、ルール、相談窓口制度）
採用	
1	職員・ボランティアの採用前に周知（ガイドを募集要項にのせるなど）
2	職員・ボランティアは活動参加前に、オリエンテーションの中で該当ルールを説明
3	職員・ボランティアは活動参加前に誓約書に署名・提出
体制	
1	リスク担当者を2名設定、団体内で公表する
2	担当者が中心となり、定期的リスクの洗い出し・対策を協議する（年1回など）
3	定期的、職員・ボランティアはルールを読み直し、誓約書に署名・再提出する（年1回など）

出典：東京スター銀行「安心・安全プログラム」
（詳しくはP8参照）

※立ち上げ時にかかわらず、団体内の管理状況を把握するためのチェックリストとして活用下さい。

(参考例)

適宜、その他の誓約事項を組み込んだり、修正加筆や割愛しても構いません。

誓 約 書

1. 子どもの居場所運営団体のルールを遵守します。
2. 衛生管理のチェックリストや危機管理のチェックリストを熟読し、理解しました。また、違反があった場合は、その内容に基づき、警察との連携や外部公表、懲罰など適切に対応が行われることを理解しました。
3. やむを得ない事情がある場合は、団体代表者に速やかに相談します。
4. もし、自身や他の関係者の安心・安全がおびやかされている、またはその可能性がある場合は、団体代表者や相談窓口にご相談できること、また相談者の秘密・安全は守られることを理解しました。

年 月 日

署名： _____

◎ 子どもの居場所で大事にしておくべきこと

子どもを主体として尊重すること

活動に参加してくる子どもたちは、活動の対象であるとともに、活動の場をつくり出していく当事者・主体でもあります。子どもたちを単に「お客さん」にすることなく、この場を一緒につくっている仲間として位置づけ、子どもたちの声を聴き取り活動に反映させていくことが大事です。

「居場所」かどうかを決めるのは子どもたち

活動の場を用意するのは大人の役割ですが、その場が「居場所」と感じられるかどうかは、そこに参加してくる子どもたち自身が決めることであり、他人が勝手に決められることはありません。

同様に、子どもたちも大人たちもいろんな人がいて、感じ方や接し方もさまざまです。その多様さこそが、居場所を豊かにしていく源泉にもなりますし、相性のいい人もいれば合わない人もいるのが当然です。

活動が、子どもたちにとってどんな場所として位置づいているのかは多様であり、固定化させる必要はありません。

「子どものために」という**想いが盲点に！？**

「子どもたちのために」という想いは、活動の原点にある動機でもあり大事なものです。この想いが強くなりすぎることで、子どもの権利を侵害してしまうことも生じかねません。

子どもへの接し方について、スタッフ同士で振り返り、想いが先回りしすぎていないか、「期待される子ども像」を押し付けてしまっていないか、子どもの権利が脅かされていないかなど、たえずチェックしていく体制をつくりましょう。

ステップ7 いよいよ居場所開催!!

◎ 当日、準備するもの

- ・受付名簿、筆記具、消毒液、ティッシュやウェットティッシュ
 - ・薬用石鹸、雑巾や布巾、ペーパータオル、ゴミ袋、名札。カメラ
- ※子ども食堂の場合は、エプロン、三角巾、釣り銭も

▼ 当日、1時間～30分前までに

- ・会場設営（感染症対策、受付名簿等も忘れなく）
 - ・開催チラシ、入り口、トイレの確認
 - ・運営スタッフ、ボランティアが集合。あいさつ、動きの確認、当日の進行や緊急時の対応についてスタッフと共有する。
- 施設の利用方法、スタッフやボランティアの荷物の保管場所などを確認する。



▼ 活動開始



- ・明るく笑顔であいさつ
- ・子どもに寄り添い、子どもの話はじっくり傾聴
- ・子どもの安全に配慮し、「目配り」、「気配り」、「心配り」
- ・活動終了に近付いたら、片付けはできるだけ子どもたちも参加

▼ 振り返り

◎スタッフ、ボランティアで良かった点、困った点、改善したい点などを共有
キーワードは、「子どもたちの笑顔」、「子どもたちの幸せ」です。

◎記録を残す

- ・日時、場所、参加人数、参加者名、子どもの様子（子どもの成長や変化を知る）等。
記録を残すことで、反省点が浮き出てきたら、改善点をみんなで考え合う。
- ・記録や写真は今後の開催への参考となるため、全体や、状況がわかるように整理すると良い。なお、記録や写真を撮るときは、個人情報保護の観点から申し込み時に了解を得ておくと良い。



ステップ8 居場所の応援者をつくる

子どもの居場所を新しく立ち上げ、継続していくためには、地域の人・団体・企業等とつながることが必要です（SNS等でも活動をPR）。つながることで、資金や食材・物品の提供も増え、活動が継続します。

また、活動を知ってもらうことで、自分も参加したいと応援してくれる人も増えていきます。

地域でつながることで、お互いにできることを出し合い、助け合いながら、地域全体が子どもにとって必要な居場所となるよう活動していきましょう。





「子どもの居場所づくりアドバイザー」が 居場所づくりをお手伝いします

県内で学習支援教室や子ども食堂など、子どもの居場所を新たに開設しようとする方は多くいます。しかし、実際に立ち上げ、活動をする際には、必要とする子どもたちに居場所の存在を知らせる方法やどのように活動資金や協力してくれる人や食材を集めるかなど、様々な課題が待ち受けています。

岐阜県では、子どもの居場所づくりの実践者や専門家を「子どもの居場所づくりアドバイザー」に任命し、子どもの居場所づくりを始めたい方や実践する中で課題を抱えている団体等に派遣することで、居場所に関するノウハウを共有し、スキルアップを図る手助けをしています。それにより、将来を担う子どもたちの抱える課題を軽減し、安心して過ごすことができる子どもの居場所が増え、居場所についての県民の理解と協力を得るようにしています。

<アドバイザーの活動・支援内容>

1. 子どもの居場所の開設や運営に伴う次のような相談に対する具体的な助言及び支援
 - ・計画づくり、スタッフ・資金・食材・学習教材・地域交流の場の確保、衛生管理
 - ・参加者募集の方法や活動の広報（チラシやホームページ、SNS等）
 - ・運営の活性化や継続に関すること
 - ・子どもや保護者への接し方（特に配慮が必要な子どもや保護者への接し方を含む）
 - ・地域・関係機関（学校、自治会、子ども会、民生委員・児童委員、要保護児童対策地域協議会、県・市町村、社会福祉協議会）との連携
 - ・運営者やスタッフの資質向上
 - ・団体、運営者の法人化支援
 - ・団体同士のネットワークづくり
2. 子どもの居場所の実例紹介（立ち上げ時や運営面での具体的な話）
3. 各種助成金等の活用支援
4. その他子どもの居場所づくりに資する支援

*アドバイザーの派遣を希望する団体は、岐阜県子ども家庭課にご相談ください。

岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課
TEL：058-272-1111（代）内線 3555
Mail：c11217@pref.gifu.lg.jp